

平成 25 年 12 月 9 日 役員会承認

平成 27 年 12 月 24 日 役員会承認

平成 28 年 5 月 26 日 役員会承認

外国人教員短期招へいプログラム

（目的）

三重大大学（以下「本学」という。）の教育環境の国際化を図るとともに、本学の教育活動の一層の進展に寄与するため、本学とこれまで交流の実績を有する海外の教育・研究機関および将来的に協定締結を視野に入れている海外の教育・研究機関（以下「本学と連携する海外の教育・研究機関」という。）からの外国人教員の短期招へい（以下「短期招へい外国人教員」という。）を推進する。

（招へい対象者）

本学と連携する海外の教育・研究機関の教員（本学が規定上定める外国人教師又は外国人研究者ではないこと）で、学部等における教育に優れた能力を有すると認められる者。

（招へい手続き）

短期招へい外国人教員を受入れようとする学部等の長は、別に定める様式により国際戦略本部に申請し、同会議での審議を経て学長の承認を得る。

（職務）

短期招へい外国人教員の職務は、以下のとおりとする。

- (1) 受け入れる学部等における学生への教育及び学生への研究指導
- (2) 本学の国際化教育と国際化推進活動への助言及び支援
- (3) 部局専門領域での教育参加のほか、教養教育及び他部局での教育機会創出の奨励

（受け入れ期間）

短期招へい外国人教員の受入れ期間は、概ね 2 か月以上 6 か月以内とする。

（受け入れ方法及び給与等）

短期招へい外国人教員の受入れにあたっては、以下のいずれかの方法による。

1. 雇用による受入れ

国立大学法人三重大大学特任教員（教育担当）に関する規程に基づき、基本給及び通勤手当を支給する。

また、本学と連携する大学から本学までの往復にかかる旅費を本学規程により別途支給する。

2. 非常勤講師による受入れ

協定大学から本学までの往復にかかる旅費を本学規程により支給する。また、非常勤講師手当てを支給することができる。

3. 出張依頼による受け入れ

本学と連携する大学から本学までの往復にかかる旅費を本学規程により支給する。また、講師等謝金を支給することができる。

(予算)

学部等当たり、総額75万円程度とする。

ただし、学部等の予算により期間延長又は、給与、滞在費等の増額を行うことは差し支えない。

(称号)

雇用により受け入れた者には、特任教授（教育担当）、特任准教授（教育担当）、特任講師（教育担当）又は特任助教（教育担当）の称号のいずれかを付与することができる。

(受入れ期間中の必要経費等)

短期招へい外国人教員の教育・研究費等に関する経費、出張旅費及び研究室の利用については、学部等の長の判断により学部等の予算から支給又は決定することができる。

(実施期間及び財源等)

- (1) 本プログラムは、平成26年4月1日から5年間程度実施する。
- (2) 短期招へい外国人教員の受け入れに必要な経費は国際交流基金から支給する。
- (3) 規定された予算の範囲内であれば招へい人数の制限は定めない。

(その他)

- (1) 短期招へい外国人教員は、全学委員会等及び学部委員会等には加わらないものとする。
- (2) 授業時間外における共同研究の実施は授業に支障のない範囲内であればこれを妨げない。
- (3) 招へいにあたり必要となる査証、宿舎等の手続きは学部等に対応する。